

令和4年（ワ）第1773号外 損害賠償請求事件

原告 外

被告 株式会社エーアンドエーマテリアル 外

意見陳述書

建材メーカーの責任について

2025（令和7）年12月5日

大阪地方裁判所第19民事部合議1Bウ係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 大久保 貴 則

1. はじめに

建設作業従事者の甚大な石綿被害が発生した原因は何か。これまでの建設アスベスト訴訟の積み重ねにより、それは明らかになっています。令和3年の最高裁判決はもとより、その後の各地の判決においても、建材メーカーの責任は認められ続けています。また、いずれの判決も、国の責任は二次的なものであるものの、建材メーカーの責任は一次的なものであることも指摘されており、甚大な石綿被害の発生に対する建材メーカーの責任は確定していると言っても過言ではありません。しかし、その一方で、ともすると建材メーカーらの責任の重大性、悪質性が素通りされかねないのも事実です。

本件の判断にあたっては、被害実態を直視していただくとともに、そのような甚大な被害が発生し、拡大した原因がどこにあるのか、改めて直視し、建材メーカーの責任の重大性、悪質性に向き合う必要があります。以下では、この点について述べさせていただきます。

2. 建材メーカーの責任の重大性、悪質性と外装材メーカーの責任

(1) 建材メーカーは、石綿建材を国内で製造販売するにあたり、先んじて製造販売していた海外企業から技術指導を受けるなど必要な情報の提供を受けていました。そのなかで、海外では特に昭和40年頃から危険性認識が高まり、規制強化と石綿離れが進んでいたこと、それゆえ石綿の使用禁止は国内でも時間の問題であることも当然把握していました。

それにもかかわらず、建材メーカーは、石綿スレート協会を中心に国に積極的に働きかけて国内での住宅向け石綿建材の普及に取り組み、規制強化が進む海外向け製品はノンアス化を進める一方で、国内では石綿建材の製造販売を続けるなどしていました（以上につき、原告ら準備書面（2）を参照）。

それどころか、建材メーカーらは、1973（昭和48）年の段階においても、アスベスト製品を使用等することによって「いかなる病気にもかかったとする証拠は、科学的にも何においても無い」と表明し（甲 C1-330・4 枚目）、その後も現場の作業員らに対して石綿建材の安全性を積極的にアピールまでして製造販売を続けました（甲 C1-358、362、365、366 等）。

このように、甚大な建設アスベスト被害は、建材メーカーが、石綿建材の危険性を知りながら、生命や健康よりも自社の利益の確保を最優先し、危険性を警告するどころか反対に安全性をアピールまでして積極的に販売拡大を行ってきたことにより生じたものです。その建材メーカーの責任は、単なる注意義務違反というにとどまらず、故意と言ってもよいほどの加害行為であり、極めて重大かつ悪質なものです。

(2) そして、本件の各論点の判断においては、このような被告建材メーカーらの責任の重大性と悪質性を基礎に考える必要があります。

たとえば、開発から販売拡大まで海外から様々な情報を収集し、海外向けにノンアス製品の開発・製造を始めるなどしていた建材メーカーが、その時

点で危険性を予見できなかったはずはなく、ましてや国と同時期（１９７５（昭和５０）年）まで予見可能性がなかったなどということはありません。

外装材メーカーについても同様です。最高裁判決を含めた各地の建設アスベスト訴訟の判決では、昭和４０年代後半から昭和５０年には吹付作業や屋内作業の危険性についての被告らの予見可能性及び注意義務違反が認められています。

つまり、各地の判決の判断に従ったとしても、どんなに遅くともこの時期には石綿建材の加工等によって病気が発症することが建材メーカーらには予見可能であったということです。そのような状況下で、海外等では屋外作業についても被害報告が出ており、またその後環境ばく露の危険性まで建材メーカー自身も懸念していた中で、外装材メーカーらが「屋外であれば大丈夫」と本当に考えていたのでしょうか。

さらに、外装材であっても屋内に準じた状況下で加工等の作業が行われることがあり、特に都市部ではそのような現場が多くあったことは常識的にも予見できるところです。ただでさえ自社の製品の安全性に注意し、販売後の使用態様まで確認すべきメーカーが、このような加工等の実態を把握できなかったはずはありません。

裁判所におかれては、これらの事情も十分に考慮して判断されることを要望します。

３．被告らの不誠実な対応は今なお続いていること

国は令和３年最高裁判決を受けて、速やかに原告らに真摯に謝罪するとともに、和解解決及び建設給付金制度を創設しました。

他方、被告ら建材メーカーらは、一次的な責任を負い、令和３年最高裁判決後でも各地の訴訟でも敗訴判決を受け続けているにもかかわらず、今なお争いを続けています。

しかも、訴訟において、自社が製造販売した石綿建材の生産量、石綿の使用量等の基本的な資料さえ明らかにしないなど、現在も不誠実な対応を続けています。裁判所におかれては、建材メーカーらのこうした不誠実な訴訟対応、姿勢も念頭に置いた判断をしていただくことを要望します。

4 結語

建設アスベスト訴訟は、判決が重ねられ、被告らの加害責任の多くは決着済みです。しかし、外装材メーカーの責任など未だ決着していない争点も残されています。

裁判所におかれては、今一度、被告らによる石綿建材開発の過程や、そこから見いだせる被告らの責任の重大性、悪質性、さらには建設アスベスト訴訟全体における不誠実な対応、姿勢に目を向け、それらも踏まえた建材メーカーの責任を余すところなく明確に裁く判断を求めます。

以上